

山梨県公報

第二百十三号

令和三年

八月十二日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更……………	四一七
○道路の供用開始……………	四一七
○電線共同溝を整備すべき道路の指定……………	四一七
○一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定……………	四一八
○建築基準法に基づく道路位置指定……………	四一八
公安委員会	
○技能検定員等審査の実施……………	四一八
○落札者の決定について……………	四一九

告示

山梨県告示第二百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和三年九月二日まで一般の縦覧に供する。

令和三年八月十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖精進線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

南都留郡富士河口湖町西湖字雪頭嶽二二三七番一地从先から	旧	新	七七・七
南都留郡富士河口湖町西湖字雪頭嶽二二三七番二地先まで	八・四	一三・〇	七七・七

山梨県告示第二百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和三年九月二日まで一般の縦覧に供する。

令和三年八月十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	富士川身延線	南巨摩郡身延町和田字田之沢山五七七番一地从先から南巨摩郡身延町和田字奥田ノ澤六九二番一地先まで	九四六・一	令和三年八月二十九日

山梨県告示第二百二十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和三年八月十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
県道	河口湖精進線	南都留郡富士河口湖町大石字湖中二五八五番二九地先から南都留郡富士河口湖町大石字湖中二五八五番一地先まで

委員長 武 田 信 彦

山梨県告示第二百二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

令和三年八月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 認定番号 山梨県指令建住第二千二百一十一号
- 二 認定対象区域 南都留郡富士河口湖町勝山字下桜休場四千三百六十九番一の一部及び四千三百六十三番八
- 三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所 山梨県県土整備部建築住宅課

山梨県告示第二百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年八月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和三年八月二日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町井戸字豊岡二百四十六番四
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 四十八・五三メートル

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五十号。以下「法」という。）第九十九条の二第二項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識について行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

令和三年八月十二日

山梨県公安委員会

- 一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」
- 二 審査日時及び場所
 - 1 審査日時 令和三年九月十四日（火）から同月十七日（金）までの午前九時から午後五時まで
 - 2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター
- 三 受付期間及び場所
 - 1 期間 令和三年九月六日（月）から同月十日（金）まで
 - 2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係
- 四 審査内容
 - 1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識
 - 2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識
- 五 審査手数料
 - 1 技能検定員審査
 - (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円
 - (二) 普通自動車免許 一万九千五百円
 - (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千七百円
 - (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万五千五百円
 - 2 教習指導員審査
 - (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円
 - (二) 普通自動車免許 一万千八百五十円
 - (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円
 - (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千四百五十円
- 六 その他
 - 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課

(電話〇五五―二八五―〇五三三(内線五九二))に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年八月十二日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 放置駐車違反管理システム 一式
二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県警察本部交通部交通指導課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和三年七月九日

四 落札者

(一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社

(二) 住所 東京都立川市曙町二丁目二十番五号

五 落札金額 一億四千七百五十八万二千元

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和三年五月二十七日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番